

島根県報

号外第六号
平成十五年二月四日
(火曜日)

公安告示

道路の交通に関する規制の一部改正

目次

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第13号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正する。

平成15年2月4日

島根県公安委員長 古瀬 章

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	種類	摘要
	菅田町23番地先 菅田会館入口交差点	押ボタン式	
	浜佐田町827の1番地先 浜佐田交差点	押ボタン式	

を

場 所 種類 摘要

	菅田町23番地先 菅田会館入口交差点	プログラム多段式	
	浜佐田町827番地先 浜佐田交差点	プログラム多段式	

に改める。

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の松江警察署の部八束郡の項中

場	所	種類	摘要
	宍道町大字西来待38番地先 小松バス停東側	押ボタン式	
	宍道町大字佐々布2271の9番地先 萩田入口三差路	押ボタン式	

を

場	所	種類	摘要
	宍道町大字西来待38番地先 小松バス停東側交差点	プログラム多段式	
	宍道町大字佐々布2271番地9先 萩田入口三差路	プログラム多段式	

に改める。

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要
	湖陵町大字大池1724番地先 清水会館南方100メートル地点の清水交差点	プログラム多段式	

別表第1 (法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所) の益田警察署の部益田市の項中

場	所	種類	摘	要
高津町イ288番地先	高津御団地入口交差点	定周期式		
高津町イ2861番地1先	市民憩の家前三差路	プログラム多段式		
高津町イ1128番地112先	交差点	プログラム多段式		

を

場	所	種類	摘	要
高津八丁目11番22号先	高津御団地入口交差点	プログラム多段式		
高津八丁目14番16号先	社団法人益田市シルバー人材センター先三差路	プログラム多段式		
高津七丁目21番12号先	交差点	プログラム多段式		

に改める。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘	要
東津田町地内	J R山陰本線宮廻路切道		大型乗用自動車及び大型貨物自動車等	終日	西進	禁止

を

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘	要
東津田町地内	J R山陰本線宮廻路切道の南詰から北詰の間の市道	15メートル	大型乗用自動車及び大型貨物自動車等	終日		

に改め、

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘	要
東津田町1253番地4先	東津田踏切の北詰		車(軽車両を)除く。	終日	南進	禁止
東津田町1298番地3先	十字路の北詰		車(軽車両を)除く。	終日	北進	禁止
東津田町1238番地2先	交差点の西詰		車(2輪・軽(軽車両を)除く)。	午前7時から午前9時まで	西進	禁止
東津田町1593番地8先	喰ヶ谷池東交差点の南詰		車(2輪・軽(軽車両を)除く)。	午前7時から午前9時まで	北進	禁止
浜乃木4丁目10番80号先	三差路の東詰		車(軽車両を)除く。	午前7時から午前9時まで	東進	禁止
浜乃木4丁目5番1号先	三差路の南詰		車(軽車両を)除く。	午前7時から午前9時まで	南進	禁止

浜乃木5丁目4番26号先 三差路の北詰		車 両 (軽車両を 除く。)	午前7時 から午前 9時まで	北進 禁止
浜乃木5丁目11番先 県立農林高校南		車 両 (軽車両を 除く。)	午前7時 から午前 9時まで	東進 禁止
八幡町740番地先 馬潟郵便局東交差点 の南詰		車 両 (2輪・軽 車両を除 く。)	午前7時 から午前 9時まで	南進 禁止
東津田町2006番地4先 井畑住宅西入口 三差路の東詰		車 両	終 日	東進 禁止
比津町39の14番地先 交差点の東詰		車 両 (2輪・軽 車両を除 く。)	午前7時 から午前 9時まで	東進 禁止
比津町288の3番地先 西三差路の東側		車 両 (2輪・軽 車両を除 く。)	午前7時 から午前 9時まで	東進 禁止
比津町464番地先 滝戸池南側三差路の 西詰		車 両 (軽車両を 除く。)	午前7時 から午前 9時まで	西進 禁止
上乃木三丁目12番27号先 交差点の北詰		車 両 (軽車両を 除く。)	午前7時 から午前 9時まで	北進 禁止
古志原町500番地3先 交差点の東詰		車 両	終 日	西進 禁止

を削る。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘 要
姫原町290番地1先 姫原交差点の西詰		車 両	終 日	西進 禁止
姫原町290番地1先 姫原交差点南側の 東詰		車 両	終 日	東進 禁止
姫原町176番地1先 姫原西交差点北側 の西詰		車 両	終 日	西進 禁止
姫原町176番地1先 姫原西交差点南側 の東詰		車 両	終 日	東進 禁止
姫原町230番地11先 南方		車 両	終 日	西進 禁止
姫原町452番地1先 北方50メートルの 地点		車 両	終 日	西進 禁止
姫原町452番地1先 北方		車 両	終 日	東進 禁止
渡橋町259番地先 海上北交差点北側の 西詰		車 両	終 日	西進 禁止

渡橋町259番地先 海上北交差点南側の東詰		車	両	終日	東進禁止
渡橋町1075番地1先 渡橋北交差点南側の東詰		車	両	終日	東進禁止
渡橋町1047番地1先 北方		車	両	終日	東進禁止
渡橋町259番地先 北方		車	両	終日	東進禁止
渡橋町153番地1先 北方		車	両	終日	東進禁止
渡橋町228番地1先 南方		車	両	終日	西進禁止
小山町222番地先 南方		車	両	終日	西進禁止
大津町1016番地1先 南方		車	両	終日	西進禁止
大津町1028番地17先 南方50メートル地点		車	両	終日	東進禁止

姫原町515番地22先 姫原東交差点北側の西詰		車	両	終日	西進禁止
姫原町515番地22先 姫原東交差点南側の東詰		車	両	終日	東進禁止
大津町968番地1先 交差点北側の西詰		車	両	終日	西進禁止

を削る。

別表第2 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所) の高速道路交通警察隊の項に次のように加える。

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘 要
大原郡加茂町大字神原1875番地9先から同1020番地1先までの間の中国横断自動車道松江尾道線「松江自動車道」本線車道上り車線加茂B S流出入路	205メートル	車 (路線バスを除く。)	終日	
八束郡六道町大字佐々布1714番地先から同3398番地1までの間の「山陰自動車道」本線車道上り車線六道B S流出入路	325メートル	車 (路線バスを除く。)	終日	

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘要
東津田町1253番地4先 JR 山陰本線東津田踏切の市道	南 行	10 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	終 日	
東津田町1298番地3先 JR 山陰本線馬渡橋踏切の市道	北 行	15 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	終 日	
東津田町1238番地2先 市道 交差点の西詰から西方へ15メートルの間の市道	西 行	15 メートル	車 両 (2輪・軽 車両を除 く。)	午前7時 から午前 9時まで	
古志原二丁目23番14号先 喰 ヶ谷池東側三差路南詰から南 方へ15メートルの間の市道	北 行	15 メートル	車 両 (2輪・軽 車両を除 く。)	午前7時 から午前 9時まで	
浜乃木四丁目10番80号先 三 差路の東詰から東方へ15メー トルの間の市道	東 行	15 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 9時まで	
浜乃木四丁目5番1号先 三 差路の南詰から南方へ10メー トルの間の市道	南 行	10 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 9時まで	
浜乃木五丁目1番10号先 乃 木小学校グラウンド南西側三差 路の北詰から北方へ10メー トルの間の市道	北 行	10 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 9時まで	
浜乃木五丁目11番地内 松江 農林高校実習宿舍南西側三差 路の東詰から東方へ25メー トルの間の市道	東 行	25 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 9時まで	

八幡町740番地先 馬潟郵便 局東交差点の南詰から南方へ 10メートルの間の市道	南 行	10 メートル	車 両 (2輪・軽 車両を除 く。)	午前7時 から午前 9時まで	
比津町39番地14先 交差点の 東詰から3メートルの間の市 道	東 行	3 メートル	車 両 (2輪・軽 車両を除 く。)	午前7時 から午前 9時まで	
比津町地内 比津神社入口か ら同町464番地5先滝戸池南 側三差路までの間の市道	南 行	15 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 9時まで	
古志原一丁目4番15号先 東 側三差路の北進左折導流路	南 行	10 メートル	車 両	終 日	

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の出
雲警察署の部出雲市の項中

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘要
姫原町452番地1先 北方か ら大津町968番地1先 東交 差点までの間の国道9号線出雲 バイパス上り線	西 行	450 メートル	車 両	終 日	
大津町968番地1先 東交差 点から姫原町452番地1先北 方までの間の国道9号線出雲 バイパス下り線	東 行	450 メートル	車 両	終 日	

を

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
姫原町452番地先 姫原東交差点西方約150メートル地点から中野町742番地2先 中野交差点までの間の国道9号出雲バイパス上り線	西行	1050メートル	車両	終日	
中野町742番地2先 中野交差点から姫原町452番地1先 姫原東交差点西方約150メートル地点までの間の国道9号出雲バイパス下り線	東行	1050メートル	車両	終日	

に改め、同項に次のように加える。

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
大津朝倉三丁目9番地8先 大津朝倉北交差点北側から中野町742番地2先 中野交差点北側までの間の国道9号出雲バイパス北側副道	西行	600メートル	車両	終日	
中野町742番地2先 中野交差点南側から大津朝倉北交差点南側までの間の国道9号出雲バイパス南側副道	東行	600メートル	車両	終日	

別表第3 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所) の高速道路交通警察隊の項に次のように加える。

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
八東郡宍道町大字佐々布453番地3先から同2594番地5先までの間の「山陰自動車道」宍道インターチェンジBランプ	南行	213メートル	自動車	終日	
八東郡宍道町大字佐々布2595番地先から同2603番地先までの間の「山陰自動車道」宍道インターチェンジCランプ	北行	560メートル	自動車	終日	

別表第4 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
乃木福富町622番地3先 上り自動車専用道路流出合流点	東進車両の右折西行	車両	終日	

を

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
乃木福富町地内 国道9号松江道路松江西ランプ上り線オランプ上り側道合流三差路	南東進車両の右折西行	車両	終日	

に改め

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
比津町464番地先 滝戸池南側三差路の北詰	南進車両の右折西行	車両(軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
比津町288番地3先 西側三差路	北進車両の右折東行及び南進車両の左折東行	車両(2輪・軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	
上乃木三丁目12番27号 前交差点	東進車両の左折北行及び西進車両の右折北行	車両(軽車両を除く。)	午前7時から午前9時まで	

別表第4 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
今市町1190番地38先 山王交差点の西詰	東進車両の右折南行	車両	終日	
今市町1190番地38先 山王交差点の東詰	西進車両の右折北行	車両	終日	

今市町1190番地38先 山王交差点の南詰	北進車両の右折東行及び左折西行	車両	終日	
今市町1696番地先 大念寺前交差点	北進車両の左折南行	車両(二輪のものを除く。)	午前7時から午後9時まで	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
今市町1653番地5先 十字路交差点の東詰	西進車両の右折北行	車両	終日	
今市町1193番地先 三差路	東進車両の右折南行	車両	終日	
今市町1655番地8先 三差路	東進車両の右折南行	車両	終日	
中野町739番地先 西方約70メートル地点の国道9号出雲バイパス南側副道入口	西進車両の右折北行	車両	終日	
中野町729番地8先 東方約40メートル地点の国道9号出雲バイパス南側副道入口	西進車両の右折北行	車両	終日	
中野町729番地8先 西方約70メートル地点の国道9号出雲バイパス南側副道入口	西進車両の右折北行	車両	終日	

中野町932番地先 西方約20メートル地点の国道9号出雲バイパス南側副道入口	西進車両の右折北行	車 両	終 日	
中野町702番地先 西方約50メートル地点の国道9号出雲バイパス北側副道入口	東進車両の右折南行	車 両	終 日	
中野町732番地1先 西方約60メートル地点の国道9号出雲バイパス北側副道入口	東進車両の右折南行	車 両	終 日	
中野町732番地1先 東方約50メートル地点の国道9号出雲バイパス北側副道入口	東進車両の右折南行	車 両	終 日	
中野町738番地2先 国道9号出雲バイパス北側副道入口	東進車両の右折南行	車 両	終 日	
中野町661番地9先 国道9号出雲バイパス南東側副道出口	東進車両の左折北行	車 両	終 日	
大津朝倉二丁目11番地7先 国道9号出雲バイパス北側副道出口	西進車両の左折南行	車 両	終 日	

別表第4 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の益田警察署の部益田市の項中

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
高津町1743番地18先 交差点の西詰	東進車両の右折南行	車 両 (軽車両を) (除く。)	終 日	
高津町1743番地15先 交差点の東詰	西進車両の左折南行	車 両 (軽車両を) (除く。)	終 日	

を

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
高津八丁目11番22号先 (高津御団地内道路の交差点の西詰)	東進車両の右折南行	車 両 (軽車両を) (除く。)	終 日	
高津八丁目7番17号先 (高津御団地内道路の交差点の東詰)	西進車両の左折南行	車 両 (軽車両を) (除く。)	終 日	

に改める。

別表第4 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の高速道路交通警察隊の項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
八束郡六道町大字佐々布2595番地先「山陰自動車道」中央インターチェンジAランプ本線車道上り線流入口	東進車両の右折西行	自 動 車	終 日	

八束郡宍道町大字佐々布2603番地先「山陰自動車道」宍道インターチェンジクラップ本線車道下り線流入口	西進車両の左折東行	自動車	終日	
--	-----------	-----	----	--

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
浜佐田町827の1番地先	浜佐田交差点	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
浜佐田町827番地先	浜佐田交差点	1	

に改める。

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の安来警察署の部安来市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
上吉田町286番地1先	吉田児童館前三差路	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
下吉田町286番地1先	吉田児童館前交差点	2	

に改める。

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の安来警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
広瀬町東比田1735番地先	北側交差点	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の木次警察署の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
加茂町大字神原1873番地3先	交差点	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
大津町2525番地先	出雲商業高校入口バス停	1	
浜町1761番地先	長鳥橋北詰交差点	1	

中野町742番地2先 中野交差点	4	
------------------	---	--

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部簸川郡の項中

場 所	横断歩道設置数	摘要
湖陵町大字大池1681番地先 南方100m地点の三差路	1	
湖陵町大字二部1542番地先 南方交差点	2	
多伎町大字口田儀910番地先 越堂橋北詰三差路	2	
多伎町大字口田儀925番地12先 田儀小学校入口バス停前交差点	2	

を

場 所	横断歩道設置数	摘要
湖陵町大字大池1724番地先 清水会館南方100メートル地点の清水交差点	2	
湖陵町大字二部1759番地1先 南方交差点	2	
多伎町大字口田儀910番地先 越堂橋北詰三差路	1	
多伎町大字口田儀925番地12先 田儀小学校入口バス停前交差点	1	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字沖洲2633番地1先 出雲警察署出雲空港派出所北側	1	
斐川町大字沖洲2633番地1先 島根県出雲空港管理事務所北側	1	
湖陵町大字二部1852番地1先 南方三差路	1	
湖陵町大字二部1852番地1先 南西約100メートル地点の三差路	1	
多伎町大字口田儀907番地2先 町営鶴見住宅前交差点	2	
佐田町大字宮内669番地先 交差点	1	
佐田町大字原田742番地17先 交差点	1	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の温泉津警察署の項中

場 所	横断歩道設置数	摘要
仁摩町大字仁万町587番地4先 湯迫温泉入口交差点	4	

を

場 所	横断歩道設置数	摘要
仁摩町大字仁万町587番地4先 湯迫温泉入口交差点	3	

に改める。

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の益田警察署の部益田市の項中

場 所	横断歩道設置数	摘要
高津町イ2561番地1先 市民憩の家前三差路	3	
高津町イ2588番地先 高津卸団地入口交差点	4	
高津町イ1128番地112先 交差点	4	
高津町イ2548番地3先 蟠竜湖架道橋南方交差点	4	

を

場 所	横断歩道設置数	摘要
高津八丁目14番16号先 社団法人益田市シルバー人材センター先三差路	3	
高津八丁目11番22号先 高津卸団地入口交差点	4	
高津七丁目21番12号先 交差点	4	

高津町イ2551番地30先 石見空港入口交差点	4	
-------------------------	---	--

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
戸田町イ501番地先 小野保険福祉センター東側三差路	1	

別表第7（法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を行き止ることのできる場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	区間距離	摘要
大津町968番地1先 東交差点から渡橋町1075番地1先 渡橋北交差点までの間の国道9号出雲バイパス	2150メートル	両側

を

場 所	区間距離	摘要
渡橋町1075番地1先 渡橋北交差点から中野町742番地2先 中野交差点までの間の国道9号出雲バイパス	2750メートル	両側

に改め

場 所	区間距離	摘要
渡橋町259番地先 海上北交差点から姫原町515番地22先 姫原東交差点までの間の国道9号出雲バイパス上り線の北側歩道	1300メートル	片側

報 告 根 拠

姫原町515番地22先 姫原東交差点から渡橋町259番地先海上北交差点までの間の国道9号出雲バイパス下り線の南側歩道	1300メートル	片側
--	----------	----

を削る。

別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の大社警察署の項中

場	所	区間距離	摘	要
大社町大字北荒木1233番地1先 交差点から同950番地1先 交差点までの間の主要地方道斐川出雲大社線の東側歩道		550メートル	片側	
大社町大字北荒木950番地1先 交差点から同1057番地5先 浜山公園入口交差点までの間の県道大社立久患線の東側歩道		300メートル	片側	

を

場	所	区間距離	摘	要
大社町大字北荒木1233番地1先 交差点から同町中荒木27番地1先 出雲市境界までの間の県道斐川出雲大社線 (500メートル) 及び県道大社立久患線 (1900メートル) の東側歩道		2400メートル	片側	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘	要
大社町大字北荒木944番地先交差点から同町大字入南608番地1先 入南交差点までの間の県道斐川出雲大社線の北側歩道		1600メートル	片側	

大社町大字北荒木944番地先交差点から同1312番地3先交差点までの間の県道斐川出雲大社線の南側歩道	350メートル	片側
大社町大字入南1245番地2先から同608番地1先 入南交差点までの間の県道斐川出雲大社線の南側歩道	700メートル	片側

別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の江津警察署の項中

場	所	区間距離	摘	要
二宮町神村854番地1先 東方50メートル地点から跡市町3572番地6先 南東50メートル地点までの間の県道皆井田江津線の東側歩道		1350メートル	片側	

を

場	所	区間距離	摘	要
二宮町神村854番地1先 東方50メートル地点から跡市町632番地先 跡市小学校前までの間の県道皆井田江津線の東側歩道		1800メートル	片側	

に改める。

別表第7 (法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の益田警察署の部益田市の項中

場	所	区間距離	摘	要
内田町4597番地先 石見空港ターミナルから高津町42548番地3先 蟠竜湖架道橋南方交差点までの間の県道石見空港線		1200メートル	両側	

高津町イ2561番地1先 市民憩の家前三差路から同町イ2556番地前までの間の県道幡竜湖線	680メートル	両側
---	---------	----

場 所	区間距離	摘 要
高津町イ2551番地30先 石見空港入口交差点から内田町イ597番地先 石見空港ターミナルまでの間の県道石見空港線	1200メートル	側
高津八丁目14番16号先 社団法人益田市シルバー人材センター先三差路から高津町イ2556番地先までの間の県道幡竜湖線	680メートル	側

に改める。
別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 時 日	区間距離	摘 要
西園町3522番地19先 北側信号交差点から荒茅町3333番地1先 長浜幼稚園入口信号交差点までの間の市道	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	1550メートル	

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 時 日	区間距離	摘 要
斐川町大字上直江1600番地先 三差路から同町大字上直江1688番地先 三差路までの間の町道13号線	40キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。	終 日	800メートル	
湖陵町大字差海1984番地36 北方三差路西詰から同1168番地先 湖陵町漁港入口交差点までの間の町道	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	450メートル	
湖陵町大字差海1168番地先 湖陵町漁港入口交差点から出雲市西園町3522番地19先 北側信号交差点までの間の町道及び市道	40キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。	終 日	3430メートル	

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の江津警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 時 日	区間距離	摘 要
都野津町2376番地前交差点から跡市町3527番地6先南方50メートル地点までの間の県道皆井田江津線	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	4890メートル	
跡市町3527番地先 南方50メートル地点から同町1576番地先までの間の県道皆井田江津線	30キロメートル	車 緊急自動 車、けん 引③を除 く。	終 日	820メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 限 時	区間距離	摘要
都野津町2576番地先交差点から跡 市町632番地先跡市小学校前ま での間の県道皆井田江津線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	5340 メートル	
跡市町632番地先 跡市小学校前 から同町1576番地先までの間の県 道皆井田江津線	30 キロ メートル	車 緊急自動 車、けん 引(③を除 く。	終 日	370 メートル	

に改める。

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所)
の益田警察署の部益田市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 限 時	区間距離	摘要
高津町2536の1番地先 国鉄山陰 本線長者原踏切交差点から同町イ 2548の3番地先 蟠竜湖架道橋南 方三差路までの間の市道浜寄松ヶ 丘陵線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(② ③を除く。	終 日	480 メートル	
高津町イ2561番地1先 市民憩の 家前三差路から同町イ2556番地先 までの間の県道蟠竜湖線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(② ③を除く。	終 日	680 メートル	
内田町イ597番地先 石見空港ター ミナルからの高津町イ2548番地3 先 蟠竜湖架道橋南方交差点ま での間の県道石見空港線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	1200 メートル	

高津町2の1128の13番地先から同 1476番地先浜簡易郵便局前ま での間の市道高津浜2号線	30キロ メートル	車 緊急自動 車、けん 引(③を除 く。	終 日	240 メートル	
---	--------------	----------------------------------	--------	-------------	--

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 限 時	区間距離	摘要
高津四丁目6番20号先 J R山陰 本線長者原踏切先交差点から高津 町イ2551番地30先 石見空港入口 交差点までの間の市道松ヶ丘陵寄 線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(② ③を除く。	終 日	480 メートル	
高津八丁目14番16号先 社団法人 益田市シルバー人材センター先三 差路から高津町イ2556番地先ま での間の県道蟠竜湖線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(② ③を除く。	終 日	680 メートル	
高津町イ2551番地30先 石見空港 入口交差点から内田町イ597番地 先 石見空港ターミナル先ま での間の県道石見空港線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	1200 メートル	
高津一丁目2番38号先 桜橋南西 詰交差点から高津五丁目8番20号 先 益田高津簡易郵便局先三差路 までの間の市道高津浜2号線	30キロ メートル	車 緊急自動 車、けん 引(③を除 く。	終 日	340 メートル	

に改める。

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所)
の高速道路交通警察隊の項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
八束郡六道町大字佐々布98番地16 先から同618番地2先までの間の 「山陰自動車道」本線車道下り車 線	70キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終 日	1840 メートル	
八束郡六道町大字佐々布178番地 3先から飯石郡三刀屋町大字給下 三刀屋高架橋中央部までの間の中国 横断自動車道尾道松江線「松江 自動車道」本線車道上り車線	70キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終 日	9001 メートル	
八束郡六道町大字佐々布96番地12 先から同3834番地2先までの間の 「山陰自動車道」本線車道上り車 線	70キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終 日	1460 メートル	
飯石郡三刀屋町大字三刀屋地内三 刀屋高架橋中央部から八束郡六道 町大字佐々布3117番地4先までの 間の中国横断自動車道尾道松江線 「松江自動車道」本線車道下り車 線	70キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終 日	9270 メートル	
八束郡六道町大字佐々布618番地 2先から同178番地3先までの間の 中国横断自動車道尾道松江線 「松江自動車道」本線車道上り車 線	60キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終 日	956 メートル	
八束郡六道町大字佐々布3117番地 4先から同3334番地2先までの間の 中国横断自動車道尾道松江線 「松江自動車道」本線車道下り車 線 (1229m) 及び「山陰自動車道」 本線車道上り車線 (220m)	60キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終 日	1449 メートル	

飯石郡三刀屋町大字給下地内三刀 屋高架橋中央部から同町大字下熊 谷1489番地2先までの間の中国横 断自動車道尾道松江線「松江自動 車道」本線車道上り車線	50キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終 日	596 メートル	
飯石郡三刀屋町大字三刀屋1259番 地1先から同三刀屋高架橋中央部 までの間の中国横断自動車道尾道 松江線「松江自動車道」本線車道 下り車線	50キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終 日	502 メートル	
八束郡六道町大字佐々布453番地 3先から同2594番地5先までの間の 「山陰自動車道」六道インター チェンジBランプ	40キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終 日	213 メートル	
八束郡六道町大字佐々布2595番地 先から同2803番地先までの間の 「山陰自動車道」六道インター チェンジCランプ	40キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終 日	560 メートル	
飯石郡三刀屋町大字下熊谷1489番 地2先から同850番地3先までの 間の中国横断自動車道尾道松江線 「松江自動車道」三刀屋木次イン ターランプ及びEランプ	40キロ メートル	自 動 車 (緊急自動車、けん引①②を除く。)	終 日	682 メートル	

別表第9 (法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための
右側部分のみ出し通行禁止場所) 出雲警察署の部飯川郡の項に次のように加える。

場 所	区間距離	禁止日時	摘要
湖陵町大字差海1984番地36先 北方三差路西詰から同 1836番地1先 北方200メートル地点までの間の町道	1150 メートル	終 日	

別表第9 (法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための

右側部分はみ出し通行禁止場所) 高速道路交通警察隊の項に次のように加える。

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
八束郡赤道町大字佐々布3091番地4先から飯石郡三刀屋町大字下熊谷1490番地11先までの間の中国横断自動車道尾道松江線「松江自動車道」本線車道		9339メートル	終日	
飯石郡三刀屋町大字下熊谷2023番地4先から同850番地3先までの間の中国横断自動車道尾道松江線「松江自動車道」三刀屋木次インターチェンジEランプ		86メートル	終日	

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
乃木福富町地内	国道9号松江道路松江西ランプ上り線			
	オランプ上り側道合流三差路		北西詰	

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の安来警察署の部能義郡の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
伯太町大字母里544の1番地先	市場尻橋西詰交差点		東詰・西詰	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
下吉田町286番地1先	吉田児童館前交差点		北詰・南詰	

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の木次警察署の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
加茂町大字神原1873番地3先	交差点		南東詰	

別表第11 (法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
浜町1754の2番地先	長鳥橋北詰交差点		東詰・西詰	

を

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
浜町1761番地先	長鳥橋北詰交差点		北詰・南詰	

に改め

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	摘要
今市町1650番地先	上町交差点		東詰・西詰	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方角	摘要
今市町1193番地先 三差路		西 詰	
西園町3689番地先 交差点		東詰・西詰	
西園町3619番地 6先 交差点		東詰・西詰	
大津朝倉三丁目10番 1号先 三差路		北 詰	
大津朝倉二丁目11番 7号先 三差路		南 詰	
大津朝倉二丁目11番 7号先 国道 9号出雲バイパス北側 副道出口		南 詰	
中野町939番地 8先 三差路		北 詰	
中野町702番地先 三差路		北 詰	
中野町732番地 1先 三差路		北 詰	
中野町738番地 2先 三差路		北 詰	
中野町936番地 2先 三差路		南 詰	
中野町932番地先 三差路		南 詰	
中野町729番地 8先 三差路		南 詰	

中野町739番地先 三差路	南 詰	
中野町661番地 9先 国道 9号出雲バイパス南東側副道 出口	北 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第48条の規定による一時停止場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方角	摘要
多伎町大字多岐170番地 2先 キララコナーズ入口三差路		東 詰	
多伎町大字久村1580番地先 三差路		南 詰	
多伎町大字口田饒907番地 2先 町宮鶴見住宅前交差点		東 詰	
湖陵町大字大池371番地 3先 南方約100メートル地点の 大池北西三差路		東 詰	
湖陵町大字大池973番地先 大池線三差路		東 詰	
湖陵町大字板津580番地先 西方約100メートル地点の板 津後谷線三差路		東 詰	
湖陵町大字差海370番地先 差海西部三差路		東 詰	
湖陵町大字差海1168番地先 湖陵町漁港入口交差点		東詰・西詰	
湖陵町大字差海1459番地先 差海奥西三差路		南 詰	

湖陵町大字差海1267番地11先	差海大山三差路	南 詰	
湖陵町大字二部1759番地1先	南方交差点	北詰・南詰	
湖陵町大字二部1852番地1先	南方三差路	北 詰	
湖陵町大字二部1852番地1先	南西約100メートル地点の三差路	南 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の大田警察署の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘要
長久町長久口264番地3先	東方三差路	南 詰	

を削る。

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の浜田警察署の部那賀郡の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘要
金城町大字今福352番地先	美又口交差点	北 詰	

を削る。

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の益田警察署の部益田市の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘要
高津町1128の47番地先	三差路	北 詰	
高津町1128の60番地先	交差点	南詰・北詰	
高津町1128の63番地先	三差路	北 詰	
高津町1128の64番地先	三差路	北 詰	
高津町1592の96番地先	交差点	南詰・北詰	
高津町1743の6番地先	三差路	北 詰	
高津町1743番地の15先	交差点	東詰・西詰	
高津町1592の77番地先	交差点	北 詰	
高津町12548番地3先	蟬竜湖架道橋南方交差点	東詰・西詰	

を

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘要
高津七丁目4番14号先	三差路	北東詰	
高津七丁目5番15号先	交差点	北東詰・南西詰	

高津七丁目9番4号先 三差路	北 詰	
高津七丁目10番10号先 三差路	北 詰	
高津七丁目15番50号先 交差点	北東詰・南西詰	
高津八丁目1番13号先 三差路	北東詰	
高津八丁目7番17号先 交差点(高津御団地内道路の交差点)	東詰・西詰	
高津五丁目30番8号先 交差点	北 詰	
高津町イ2551番地30号先 石見空港入口交差点	東詰・西詰	

に改め

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	概要
高津町イ1335番地先 三差路	西 詰		
高津町1536番地先 交差点	北西詰・南東詰		

を削る。

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の西郷警察署の項中

場 所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	方向	概要
西郷町大字港町字大津の二13番地4号先 西郷大橋北詰交差点	南 詰		

を削る。

別表第12(法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	対象車両	区間距離	適用時間	概要
大津町968番地1先東交差点から渡橋町1075番地1先 渡橋北交差点までの間の国道9号出雲バイパス	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	21:50 メートル	

を

場 所	対象車両	区間距離	適用時間	概要
渡橋町1075番地1先 渡橋北交差点から中野町742番地2先中野交差点までの間の国道9号出雲バイパス	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	27:50 メートル	

に改め、同項に次のとおり加える。

場 所	対象車両	区間距離	適用時間	概要
西園町3522番地19号先 北側信号交差点から荒茅町3333番地1号先 長浜幼稚園入口信号交差点までの間の市道	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	15:50 メートル	
大津朝倉三丁目9番地8号先 大津朝倉北交差点北側から中野町742番地2号先 中野交差点北側までの間の国道9号出雲バイパス北側副道	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	6:00 メートル	

大津朝倉三丁目9番地8先 大津朝倉北交 差点南側から中野町742番地2先 中野交 差点南側までの間の国道9号出雲バイパス 南側副道	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	600 メートル	
--	----------------------------	--------	-------------	--

別表第12 (法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
多伎町大字多岐135番地1先 道の駅キウ ラ多伎前信号交差点から湖陵町大字差海 1459番地先 北方三差路までの間の町道	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	6650 メートル	

別表第12 (法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の益田警察署の部益田市の項中

場 所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
高津町2536の1番地先長者原踏切交差点か ら同町12518番地先高津中学校前交差点ま での間の市道浜寄松ヶ丘線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	680 メートル	
高津町2536の1番地先 国鉄山陰本線長者 原踏切交差点から同町12548の3番地先蟠 竜湖架道橋南方三差路までの間の市道浜寄 松ヶ丘線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	480 メートル	
内田町1597番地先 石見空港ターミナル から高津町12548番地3先 蟠竜湖架道橋 南方交差点までの間の県道石見空港線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	1200 メートル	
高津町12561番地1先 市民憩の家前三差 路から同町12556番地先までの間の県道蟠 竜湖線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	680 メートル	

を

場 所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
高津三丁目13番16号先 JR山陰本線連理 松踏切南詰三差路から内田町1597番地先 石見空港ターミナル先までの間の市道松 ヶ丘浜寄線 (1330メートル) 及び県道石見 空港線 (1200メートル)	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	2530 メートル	
高津町八丁目14番16号先 社団法人益田市 シルバー人材センター先三差路から高津町 12556番地先までの間の県道蟠竜湖線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	680 メートル	

に改める。

別表第16 (法第4条第1項、第2項及び第13条第2項の規定により歩行者が道路の横断を禁止する場所) の出雲警察署の部出雲市項に次のように加える。

場 所	区間距離	摘 要
今市町1650番地先 上町交差点から同町1154番地10先 日吉神 社西側交差点までの間の県道多伎江南出雲線	570 メートル	

別表第19 (法第4条第1項、第2項及び第30条第1項の規定により車両が追越しを禁止する区間、場所及び日時) の益田警察署の部益田市の項中

場 所	区間距離	日 時	摘 要
高津町同須子地内高角橋北詰から南詰までの間の県道益 田阿式線	260 メートル	終 日	

を

場 所	区間距離	日 時	摘要
高津二丁目1番23号先 高角橋北詰から須子町22番17号先 高角橋南詰までの間の主要地方道益田阿式線	262メートル	終 日	

に改める。

別表第24（法第4条第1項、第2項、法第2条第1項第7号、法第20条第1項、法第26条の2第3項及び第35条第1項の規定による車両通行帯の設定、進路変更の禁止及び進行方向別通行区分設置場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所（区間）	区間距離 （メートル）	車両通行 帯の 数	左の区画内における 交差点の手前の 進路変更禁止距離 （メートル）	日・時	摘要
今市町1650番地先 上町交 差点の南詰から南方へ15 メートルの間の県道多伎江 南出雲線	15 メートル	3			
今市町1696番地先 山王交 差点の北詰から北方へ30 メートルの間の県道多伎江 南出雲線	30 メートル	4			
今市町1696番地先 山王交 差点の南詰から南方へ30 メートルの間の県道多伎江 南出雲線	30 メートル	3			
今市町1197番地1先 大念 寺前交差点の南詰から南方 へ30メートルの間の県道多 伎江南出雲線	30 メートル	3			

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の木次警察署の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯 設置 数	摘 要
加茂町大字神原1873番地3先 交差点	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯 設置 数	摘 要
中野町742番地2先 中野交差点	4	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯 設置 数	摘 要
湖陵町大字大池1724番地先 清水会館南方100メートル地 点の清水交差点	2	

別表第26（法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所）の温泉津警察署の項中

場 所	自転車横断帯 設置 数	摘 要
仁摩町大字仁万町587番地4先 湯迫温泉入口交差点	4	

を

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
仁摩町大字仁万町587番地4先	湯迫温泉入口交差点	3	

に改める。

別表第26 (法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所) の益田警察署の部益田市の項中

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
高津町イ1215番地先	高津大橋西詰交差点	2	
高津町イ2548番地3先	蟠竜湖架道橋南方交差点	4	

を

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
高津一丁目2番8号先	高津大橋北西詰交差点	2	
高津町イ2551番地30先	石見空港入口交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
戸田町イ501番地先	小野保険福祉センター東側三差路	1	

別表第28 (法第4条第1項、法第24条第5項のただし書の道路標識により、多通行帯において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折方法 (小回り) の場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所 及 び 進 行 方 向	摘 要
今市町1696番地先 山王交差点の県道多伎江南出雲線 (大念寺前交差点方面からJR出雲市駅方面への右折)	
今市町1696番地先 山王交差点の県道多伎江南出雲線 (日吉神社前交差点方面から一畑電鉄大和紡前駅方面への右折)	
今市町1197番地1先 大念寺前交差点の県道多伎江南出雲線 (山王交差点方面から大津町くすのき広場方面への右折)	
今市町1650番地先 上町交差点の県道多伎江南出雲線 (大念寺前交差点方面から大津町くすのき広場方面への右折)	